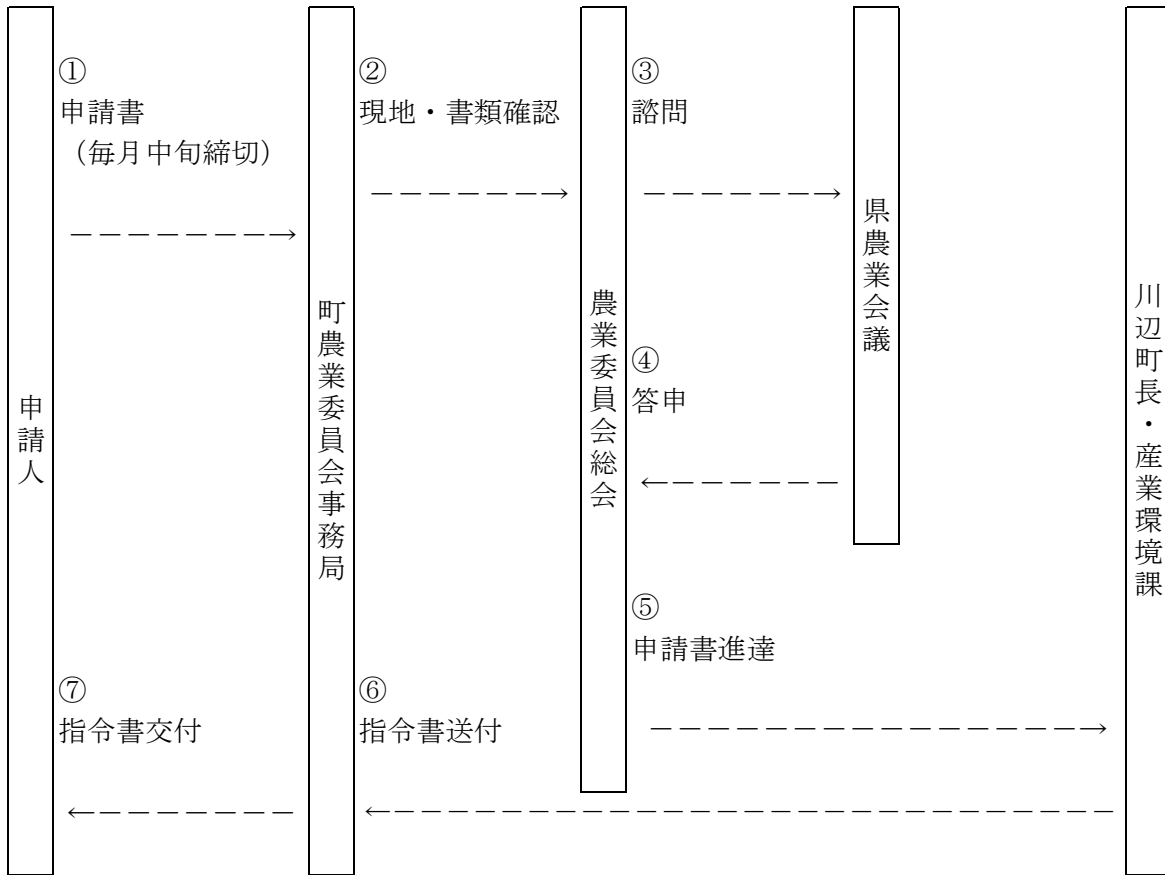


農地法第4条一時転用許可申請の許可までの流れ

◎ 農地法第4条一時転用許可申請



農地法第4条一時転用申請 提出書類（2部提出）

	必要提出書類	申請書	許可書
1	農地法第4条の一時転用許可申請書	○	○
2	全部事項証明（原本）【美濃加茂法務局で取得】 （登記簿の記載住所と申請住所が相違する場合は住民票抄本）	○	
3	字絵図の写し等【美濃加茂法務局又は役場税務課で取得】	○	○
4	配置図（縮尺1／500程度）及び排水計画図	○	○
5	平面図（建物の間取りを示した図面）【建築物等がある場合】	○	
6	位置図（住宅地図の写し等）対象地を中心に斜線で表示	○	○
7	誓約書	○	
8	農業委員会委員の確認書	○	
9	隣地承諾書及び造成計画断面図（隣地が農地の場合）	○	
10	土地改良区への転用通知書（土地改良区事務局へ） ※転用する農地が土地改良区の受益地である場合	○	
11	始末書（既に農地以外になっている場合）	○	
12	原形復旧誓約書		
13	工程表		
14	法人登記簿謄本及び定款（法人の場合）	○	
15	資金証明（残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写し等）	○	
16	工事完了報告書	○	

1の申請書がA4の2枚に分かれる場合は、割り印を押印していただきますようお願いいたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書
(一時転用)

年 月 日

川辺町長 様

申請者

印

下記のとおり農地を一時転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

1. 申請者の住所等	住 所							職 業		
2. 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地 目		面積 (㎡)	利 用 状 況	10a 当 たり 普 通 収 穫 高	耕作者の氏名	市街化区域・市街 化調整区域・そ 他の区域の別	
			登記簿	現 況						
計 ㎡ (田 ㎡、畑 ㎡)										
3. 転用計画	(1) 転用事由の詳細									
	用 途			事由の詳細						
(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間 年 月 日から 年間										

工事計画	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要							
	第1期				第2期		合計	
	年 月 日から							
	着 工							
	名 称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)		棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)
土地造成								
建築物								
小 計								
工 作 物								
小 計								
計								
4. 資金調達 についての 計画								
5. 転用する ことによ って生ず る付近の 土地・家 畜等の被 害防除施 設の概要								
6. その他参 考となる べき事項								

(記載要領)

- 1 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- 4 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 5 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 6 申請に係る土地が市街化調整区域にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が該当開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

誓 約 書

別記土地を転用することについて下記事項を確実に守ることを約束します。

川辺町長 様

年 月 日

住 所

(転用事業者)

氏 名

印

記

1. 農地法により許可を受けた後は申請どおりの目的に供すること。
2. 農業用の用排水及び道路等に支障のないよう措置すること。
3. 用排水路、道路（私有地を含む）、河川敷等の法面を埋立て又は占用するときは、別途町長に、国道、県道及び河川については、国道事務所及び県土木事務所に所定の手続きをおこない、その承認を受けて施工すること。
4. 用排水路、道路の変更、移転を必要とするときは、地元関係者の同意を得るとともに町長に届出し所定の手続きを了したうえ施工すること。
5. 付近の土地、作物及び家畜等に被害を及ぼす恐れのあるときは、それに対する防除施設を施すこと。
6. 転用地に工場、畜舎等を設置するときは、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止施設を施すこと。（別途、町県等に届出、協議等を必要とする施設についてはそれを了すること。）
7. 付近の土地、道路及び水路について、埋立の際及び転用後において土砂の流失、湧水、堆積、崩壊又はこの転用により施設等から生ずるガス、煤煙、粉塵、廃油、汚水等の流排水及び騒音、悪臭、その他これに類すること等により被害を与えたときは、それに対する損害を補償すること。
8. 建築基準法に定める基準までに道路を拡幅されても支障のないように転用して道路拡幅の際は、その事業に協力すること。
9. 農地転用許可後に事業計画を変更し、転用事業を行うこととなったときは、事業変更申請書（誓約書等関係書類添付）を農業委員会を経由して許可権者に提出すること。

土地の表示

川辺町

農業委員確認書

地元農業委員様

(申請人) 住所
氏名

印

農地法第4条の規定による許可申請（一時転用）について

上記（申請人）の申請に基づき、下記農地につき農地の潰廃等（の敷地）を目的とする農地法第4条の規定による許可申請書（一時転用）を提出することを確認願います。

記

大字	字	地番	地目	地積 (㎡)	潰廃目的			耕作者
					住宅敷地	工場	他	

申請人耕作面積	田 (㎡)	畑 (㎡)	計 (㎡)	農業従事者	
自作地				男人	女人
借入地					
貸付地					

上記申請書が提出されることを確認します。

年 月 日

地元農業委員

印

隣地承諾書

1. 土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	備考
			登記	現況		

2. 転用事業者 住所

氏名

印

3. 転用目的 敷地

上記の土地を目的のとおり転用されることを承諾します。

隣接地大字・字・地番	所有者住所	所有者氏名	印

誓約書
(一時転用原形復旧誓約書)

年 月 日

川辺町農業委員会長 様

(転用事業者)

住 所

氏 名

印

一時転用土地の表示

大字	字	地番	地目	面積(m ²)

上記土地を_____の用地として一時転用しますが、期限までに必ず耕作できる農地に復旧いたすことを誓約致します。

年 月 日

川辺町農業委員長 様

(転用事業者)

住 所

氏 名

印

一時転用に係る工事完了報告について

さきに農地法第4条の規定により、一時転用許可を受けた下記の土地については、工事を完了し、農地に復元しましたので報告します。

記

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
許 可 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
転 用 許 可 地	川辺町 外 筆
事 業 面 積	m ²
事 業 目 的	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日

※報告に関しては、農地復元後の写真を添付すること。

農地転用等の通知書

このたび下記の土地についての農地法第 条第 項第 号の規定による〔許可の申請届出〕にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づき、あらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申入れ事項等については、別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

年 月 日

転用組合員 住 所

氏 名

印

転用関係者 住 所

氏 名

印

記

1 土 地

加茂郡川辺町 大字

字	地 番	地目	用途	地積 m ²	転用面積m ²	転用目的	転用予定日	備考

2 位 置 区 別 紙

3 農業委員会(県知事)に〔転用許可申請書
転用届出書〕を提出しようとする日

年 月 日 (予定)

上記確認済

地区総代

印

(注) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

意見書

別紙記載の土地に係る農地法第 条の許可申請について、本土地改良区の意見は下記のとおりです。

年 月 日

川辺町木曾川右岸用水土地改良区
理事長 ㊟

記

農地転用に伴う措置（地区除外処理規程第3条）等については協議が整い、本土地改良区としては差し支えない。ただし、以下の条件を守ること。

- 1 土地改良施設（農業用用水路施設）の利用を害さないための工事を施工すること。なお、農業用排水路、農道等で川辺町が管理する土地改良施設については、別途町と協議すること。
- 2 転用組合員または転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- 3 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- 4 地区除外により受益を受けなくなった施設については指示により他の受益地へ移設すること。
- 5 その他、土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

地区除外申請書

年 月 日の通知に係る土地につき、年 月 日以降これを転用
するので、土地改良区の地区から除外されたく申請します。

年 月 日

転用組合員 住 所

氏 名

印

転用関係者 住 所

氏 名

印

川辺町木曾川右岸用水土地改良区
理事長 様

(注) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。